

24林国経第18号
平成24年7月12日

各森林管理局長 殿

国 有 林 野 部 長

国有林野の溪畔周辺の取扱いについて

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が、平成22年に我が国で開催されたことを契機として、国有林野事業の生物多様性保全等公益的機能の確保に対する役割に、国民の関心や期待がさらに高まっている。

このような中、国有林野における溪畔周辺の保全について、「国有林野における生物多様性保全に向けた今後の施策展開について」(平成22年6月25日付け22林国経第7号国有林野部長通達)を制定し、「上流域に位置する保護林等を核とした原生的な天然林等から下流域までの森林の連続性を確保することにより、陸域と水域との物質循環の促進に資するよう、よりきめ細かな森林生態系のネットワーク形成に努めること」としたところである。また、平成23年12月に取りまとめられた「今後の国有林野の管理経営のあり方について」(林政審議会答申)において、溪畔周辺の整備・保全に配慮するとともに、脆弱な森林環境を呈する溪畔周辺における路網整備その他の森林施業の取扱いについて具体の基準を作成するなどの取組を積極的に進めるよう、提言を受けたところである。

このため、今般、別紙のとおり「国有林野の溪畔周辺の取扱要領」を定めたので、溪畔周辺の取扱いに当たっては、「国有林野の各機能類型に応じた管理経営の指針について」(平成11年1月29日付け11林野経第4号林野庁長官通達)等のほか、当通達に基づき、遺憾のないようにされたい。

(担当:経営企画課森林環境保護班森林施業調整官 内線6283)

(別紙)

国有林野の溪畔周辺の取扱要領

1 溪畔周辺の機能、役割及び取扱いの現状等

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺については、水域から陸域へ推移する移行帯に成立する植生で構成され、一般的にその構造は複雑かつ繊細で、その地形や水流による攪乱により極めて微妙なバランスの上に成り立っているととも、源流部から中・下流域を経て海岸に至るなど連続的なネットワークを形成していることから、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献している。

また、森林をはじめとするこれら溪畔周辺は、水系への土砂流出の抑制、風致の維持、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子や栄養分の供給、水域における日射の遮断等多くの機能を発揮する場として、公益的機能の発揮上重要な役割を担っている。

国有林野における上流部の原始的な森林生態系や一部の溪畔周辺については、保護林や保護樹帯等として保護、保全が図られているところであるが、流域全体の中では連続的なネットワークが形成されていないものが見られるなど、溪畔周辺の持つ機能や役割を一層意識した取扱いが求められているところである。

このため、溪畔周辺の本来成立すべき植生(潜在自然植生)の再生・復元はもとより、森林整備等の実施において、公益的機能重視の管理経営のより一層の推進を図るため、水系との位置関係に着目しつつ、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、必要な取扱いの基準を定めるものとする。

2 溪畔周辺の範囲

本要領に定める溪畔周辺とは、常時水流のある溪流や河川沿い、湖沼及び湿原の周囲に位置する水域と強い結びつきを持つ範囲であり、水辺から、その地域に成立する高木性樹木の平均樹高の幅(平均樹高が25m以下の場合は概ね25m)を目安とするが、現地の状況に応じて地形の一体性などを考慮するものとする。

3 取扱いの基準

(1) 溪畔周辺の取扱いに当たっては、

- ① 樹種や下層植生等その地域や水辺に本来成立すべき植生や現状の実態
- ② 流域全体における保護林等源流部の天然林と中・下流部から海岸部までの植生の連続性の状況
- ③ 水流による攪乱等水域との関係

などを必要に応じ把握し、その機能や役割を踏まえ、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。

また、現状が既に本来成立すべき植生となっている場合には、自然の推移に委ねるなどその状態の維持・保全を図るものとし、枯損木、倒木の搬出についても、病虫獣害や災害の防止等に必要なものを除き行わないものとする。

(2) 森林整備(治山事業による保安林整備を含む)等

本来成立すべき植生への誘導・復元等を図る場合、森林整備等の実施に当たっては、施業等による攪乱の抑制に努めるほか、以下の点に留意して行うものとする。

ア 更新： 更新を行う場合は、本来成立すべき植生や母樹となる樹木の賦存状況、稚幼樹やぼう芽の発生・生育の状況、水流による攪乱の現状等を考慮して、更新方法を選択するものとする。また、天然更新が期待できず植栽を行う場合は、その地域に本来生育する樹種を選定するとともに、遺伝的攪乱を防止する観点から、苗木の産地に配慮するものとする。

イ 保育： 下刈りや除伐を行う場合は、植栽木の生育のみならず、その地域や水辺に本来生育する樹木及び下層植生の維持を考慮して行うものとする。

ウ 伐採： 伐採が必要な場合は、原則択伐又は間伐によるものとする。作業に当たっては、残すべき樹木、下層植生及び表土の保全に留意するとともに、土砂流出の抑制に努めるものとする。

エ 路網整備： 林道技術基準(平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知)及び森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)等に基づくものとし、水系や野生生物の生息・生育の状況を考慮するなど溪畔周辺との調和に努めるものとする。

オ 治山施設： 溪畔周辺の森林の土砂流出防止機能を高度に発揮させるため、荒廃溪流の保全に必要な治山施設を適切に配置するとともに、治山施設の設置に当たっては、本来成立すべき植生の維持・形成に資する手法を積極的に採用するなど溪畔周辺の生物多様性への影響の低減に努めるものとする。

(3) その他の施設

遊歩道、観察小屋等のレクリエーション施設や簡易水道施設等の施設については、水系や野生生物の生息・生育の状況を考慮するなど溪畔周辺との調和に努めるものとする。

4 その他

- (1) 溪畔周辺の取扱いに当たって特に必要がある場合は、学術的見識を有する者等の意見を求めるものとする。
- (2) 溪畔周辺において、更新、保育、伐採等の各種事業を請負により発注等する場合は、契約における仕様書等に当要領を参考にして必要な留意事項を記載するものとする。
- (3) 溪畔周辺における森林施業や保全管理の計画等については、モニタリングとその結果に応じて柔軟に見直す(順応的な管理経営)ことが重要であることから、樹種構成、下層植生の状況、水面上方の林冠のうっ閉状態、希少な野生動植物の生息・生育の状況、林地の崩壊及び土砂の流出状況等の把握に努めるものとする。
- (4) 溪畔周辺における更新、保育、伐採等において、同一林小班内の取扱いと異なるものとして区分して取り扱うことが必要な場合は、保護樹帯に区画することを検討するものとする。
- (5) 溪畔周辺を生息・生育地とする希少な野生動植物の保護が必要と判断される場合は、保護林等の設定について積極的に検討するものとする。
- (6) 溪畔周辺の分収林等については、契約内容に基づき施業等を行うものとするが、溪畔周辺の保全に配慮するものとする。